〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九―一五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二―一一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町二―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二―一―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課
〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前二―一―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課
〒七三〇―〇〇一三　広島市中区八丁堀二―十―五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒七六〇―八五四四　高松市サンポート三―三三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

四　合格証明書交付　申請者に対し平成二十六年三月下旬に合格証明書を交付する。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十六年三月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査
二、調査を実施する者の名称　国土交通省
三、調査地域
千葉県　館山市、木更津市、白子町、長生村
神奈川県　藤沢市、茅ヶ崎市、**逗子**市、大磯町
静岡県　掛川市、沼津市、伊東市、富士市、下田市、焼津市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
愛知県　刈谷市、東海市、美浜町
三重県　津市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、松坂市、伊勢市、志摩市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、木曽岬町、川越町、明和町、南伊勢町、紀北町、紀宝町、御浜町、大紀町
大阪府　大阪市、堺市、岬町
兵庫県　神戸市、尾崎市、西宮市
徳島県　阿南市
愛媛県　宇和島市
高知県　須崎市、土佐清水市、中土佐町、四万十町
大分県　臼杵市、佐伯市
宮崎県　宮崎市、延岡市、串間市

四、調査期間
平成二十六年及び平成二十七年
（ただし、大阪府堺市については、平成二十二年～平成二十七年）
（ただし、静岡県富士市、三重県桑名市、伊勢市、大阪府大阪市については、平成二十三年～平成二十七年）
（ただし、神奈川県藤沢市については、平成二十四年～平成二十七年）
（ただし、静岡県掛川市、徳島県阿南市については、平成二十五年～平成二十七年）

公　告

諸　事　項

工場財団

五所川原市大字唐笠柳字藤巻611番地**五所川原ガス株式会社**の工場財団に同所同番地五所川原ガス株式会社ガス工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年3月5日

青森地方法務局五所川原支局

栃木県佐野市栄町13番地３**株式会社常盤製作所**の工場財団に栃木県佐野市栄町13番地３株式会社常盤製作所佐野工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年3月5日

宇都宮地方法務局足利支局

公示送達

利害関係人　東京都中央区八丁堀３―14―２東八重洲シティービル３階
株式会社日本イントラネット
代表取締役　川尻　明克

上記の者に送達すべき平成25年度第1199号審査請求事件に関する決定書の謄本は、埼玉県さいたま市浦和区高砂１―１―１朝日生命ビル３階関東信越厚生局社会保険審査官室が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成26年3月5日

社会保険審査官　髙木　安広

（備考）決定の主文及び年月日

1　決定の主文　この審査請求を棄却する。
2　決定年月日　平成25年11月15日

無縁墳墓等改葬公告

関東地方整備局八ッ場ダム建設事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期間までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年3月5日

国土交通省関東地方整備局長　深澤　淳志

1　墳墓等所在地　群馬県吾妻郡長野原町大字林字東原乙1455番地内
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋11番地　国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所長　佐々木淑充
連絡先　用地第一課　0279―82―2313

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３００１６号
宮城県塩竈市新浜町２丁目５番36号
申立人　小玉　丑藏
本籍宮城県塩竈市藤倉３丁目117番地２、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所宮城県塩竈市、死亡年月日平成25年７月８日、出生の場所千葉県安房郡館山北条町、出生年月日昭和13年11月11日、職業無職
被相続人　亡　太田　　勲
事務所仙台市青葉区二日町１―23　アーバンネット勾当台ビル10階　官澤綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小向　俊和
仙台家庭裁判所

平成２６年（家）第６１号
茨城県稲敷市江戸崎甲3277番地１
申立人　稲敷市
代表者市長　田口　久克
本籍茨城県稲敷市江戸崎甲2697番地、最後の住所茨城県稲敷市江戸崎甲1984番地２山喜アパート第３号、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日平成24年９月27日、出生の場所東京市麹町区、出生年月日昭和18年２月22日、職業無職
被相続人　亡　山本喜太郎
事務所茨城県取手市新町１丁目８番38号新町第６ビル４Ｆふれあい通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千葉真理子
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２６年（家）第３００３号
茨城県水戸市大町２丁目３番12号
申立人　茨城県信用組合
本籍茨城県古河市西牛谷142番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日平成25年５月18日、出生の場所茨城県猿島郡勝鹿村、出生年月日昭和27年11月24日、職業会社役員
被相続人　亡　白戸　健次
事務所茨城県水戸市南町１丁目３番23号カナザワビル５階　武田隆志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　武田　隆志
水戸家庭裁判所下妻支部